

令和 8 年度芽室町議会モニタ一名簿

(五十音順：敬称略)

| NO | 氏 名 | 住 所(行政区) | 備 考 |
|----|-------|----------|-----|
| 1 | 恵田 光也 | 報 国 | 新規 |
| 2 | 大島 莉央 | 錦 町 | 新規 |
| 3 | 菊地 信二 | 緑町東 | 新規 |
| 4 | 久保 孝司 | 南ヶ丘西 | 新規 |
| 5 | 熊谷 拓哉 | 青葉東 | 新規 |
| 6 | 小丹枝結奈 | 大 成 | 新規 |
| 7 | 小林 優斗 | 青葉東 | |
| 8 | 後藤 康貴 | 北伏古 | 新規 |
| 9 | 櫻 井 守 | 新 生 | |
| 10 | 鈴 木 正 | 弥生北町 | 新規 |
| 11 | 千葉 和範 | 愛生町 | 新規 |
| 12 | 尾藤 光一 | 上関山 | |
| 13 | 深井 潤 | 麻生町 | |
| 14 | 福中 夏生 | 西園町 | |
| 15 | 保志 元輝 | 青葉西 | |
| 16 | 山賀 小雪 | 南ヶ丘西 | 新規 |
| 17 | 山路 康 | 東めむろ第 1 | |
| 18 | 横山 泰平 | 上美生 | |
| 19 | 吉田 和樹 | 美 園 | |
| 20 | 類家 裕介 | 弥生中央町 | |

任 期：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

芽室町議会モニター設置規程

令和4年11月22日議会告示第1号

(目的)

第1条 この規程は、芽室町議会モニター（以下「議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 めむろまちづくり参加条例（平成16年条例第2号）第2条第2号に規定する町民等をいう。
- (2) 会議 議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めるときは増員することができる。

(資格)

第4条 議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 町民等であること。ただし、芽室町職員、議員及び各種行政委員は除く。
- (2) 議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法等)

第5条 議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 議会モニターは、前条の公募者及び推薦者のうちから議長が委嘱する。
2 議長は、前項の規定による議会モニターの委嘱に当たっては、議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 議会モニターから辞任の申出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第9条 議会モニターが議会主催の意見交換会に参加した際は、報酬及び費用弁償を支給する。

(職務)

第10条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

(1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。

(2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。

(3) 議会の政策提案に関すること。

(4) 議長が依頼した議会の運営に関する調査事項に回答すること。

(5) 議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。

(6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年11月22日から施行する。